

「金」取引〈金地金現物〉

令和元年10月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 金地金現物
2. 販売対象	● 個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団など
3. 種類	● 純度99.99%の金地金、100g・500g・1kgの3種類（各1本単位）
4. 取扱営業日	● 金取扱業者休業日を除く銀行営業日
5. 取引形態	● ご購入いただいた金地金現物はお客様で保有していただきます。 ● 金地金現物の買い取り 当行でご購入された金地金現物は、ご購入いただいた当行の本支店で買い取り致します。買い取りに際しては、地金業者鑑定後の買い取りとなる場合がございます。なお、鑑定の結果、買い取りに応じられない場合もあります。
6. 税金	● 給与所得者等が金を売却した場合、原則として譲渡所得（総合課税）となりますが、継続的に売買を行う場合などは雑所得となることもあります。詳しくは、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 売買価格の 入手方法	● 当日の金価格は窓口にお問い合わせ下さい。 （ご提示する金価格は、消費税等を含みます）
8. 手数料	● [金地金取扱手数料] 購入・売却時ともに、1本につき6,600円（消費税等を含みます）
9. 付加できる 特約事項	● ございません。
10. その他 参考となる事項	● 金地金現物は預金商品ではありません。 ● 金は価格が変動する商品です。売却時期によっては、ご購入の価格を下回ることもあります。
13. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 金取引は預金保険の対象外取引です。